

平成20年度主要な政策に係るモニタリング調査

政策所管（政策評価担当）部局課室名 行政管理局企画調整課、

行政手続・制度調査室、行政情報システム企画課

評価年月 平成20年7月

1 政策等

〔政策名〕

政策2 適正な行政管理の実施

〔政策の基本目標〕

簡素で効率的な政府を実現するために、国の行政組織等の減量・効率化に向けた、機構・定員等の審査に関する取組を進めていく。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を図るため、行政手続制度及び行政不服審査制度の適正かつ円滑な運用を図る。特に、行政不服審査法は、改正法が成立した場合、その施行のための準備を行い、新制度への円滑な移行を確保する。

行政の透明性の向上と信頼性の確保を実現するため、国の行政機関等の情報公開・個人情報保護制度の適正かつ円滑な運用を図る。

〔次回評価実施予定年度〕

平成21年度（評価対象年度平成19～20年度）

2 指標等の進捗状況

「あらかじめ目標(値)を設定した指標」

| 指標等 | 目標値 | 目標年度 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|------------|--|---------------|---|--------------------|--------------------|--------------------|
| 定員の合理化進捗率 | 16年度末定員の10%以上を定員合理化(33,230人) | 20年度(21年度末定員) | 閣議決定した目標が着実に進捗しているか。 | 38.2% (12,679人) | 60.0% (19,901人) | 80.8% (26,864人) |
| | | | | ()内は、定員合理化数で累計。 | | |
| 定員の純減目標達成率 | 18年度から22年度までの5年間で5.7%以上(18,936人以上)の純減を確保 | 21年度(22年度末定員) | 閣議決定した目標が着実に達成されているか。(実施時期が特定しているものがあり、進捗は単純年割とはならない) | 7.9% (1,502人) | 19.2% (3,631人) | 40.9% (7,753人) |
| | | | | ()内は、純減数で累計。 | | |

「参考となる指標その他の参考となる情報」

| 指標等 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-------------------------------|---------------------------------------|---|------|------|
| 機構の新設・改正・廃止、定員の設置・増減・廃止等の審査状況 | 行政組織等の減量・効率化が計画的・積極的に推進されているか。 | <p>機構については、機構の肥大化を抑止しつつ、新たな政策課題に対応すべく、平成18年度審査において防衛庁の内部部局等の再編等、平成19年度審査において統計委員会の設置（統計審議会の廃止）等、平成20年度審査において観光庁及び運輸安全委員会の設置（海難審判庁、船員労働委員会、航空・事故調査委員会等の廃止）等を認めることとした。</p> <p>定員については、5年間で5.7%以上の純減目標の達成に向け、平成18年度審査において1,502人、平成19年度審査において2,129人、平成20年度審査において4,122人の定員純減を行うこととした。</p> | | |
| 行政手続制度の運用状況 | 国及び地方公共団体において、行政手続制度が適正かつ円滑に運用されているか。 | <p>17年6月に意見公募手続（いわゆるパブリックコメント手続）等の法制化を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律」が成立し、18年4月より施行。</p> <p>同法施行前の17年度における「規制の設定又は改廃に係る意見提出手続」（平成11年3月23日閣議決定）に基づく意見提出手続の件数は611件であり、同法施行後の18年度における意見公募手続の状況は、現在取りまとめ中である。</p> <p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、一定の処分等を求める制度及び違法な行政指導の中止を求める制度の創設等を内容とする「行政手続法の一部を改正する法律案」を第169回国会に提出。</p> <p>法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）については、19年6月に対象法令の範囲の拡大や照会者名を原則非公表とすること等を内容とする制度改正を実施。同手続による回答結果の公表が行われた件数は、17年度は8件、18年度は11件であり、19年度の状況は、現在取りまとめ中である。</p> | | |
| 行政不服審査制度の運用状況 | 国及び地方公共団体において、行政不服審査制度が適正かつ円 | <p>18年～19年に開催された「行政不服審査制度検討会」最終報告を踏まえ、不服申立ての種類の一元化・審理の一段階化、審理員による審理手続の導入、</p> | | |

| 指標等 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|----------------------------------|--|---|------|------|
| | 滑に運用されているか。 | <p>行政不服審査会への諮問手続の導入、標準審理期間の設定、争点及び証拠の整理手続の導入等制度全般に及ぶ抜本的改正を内容とする「行政不服審査法案」を第169回国会に提出。</p> <p>行政不服審査法等の施行状況に関する調査の結果をみると、平成17年度における行政不服審査法に基づく不服申立ての件数は、国の行政機関に対するものが19,983件、都道府県及び市区町村に対するものが10,937件となっている。</p> <p>なお、18年度における状況は、現在取りまとめ中であり、19年度の状況についても調査を実施する予定である。</p> | | |
| 審査基準、標準処理期間及び処分基準の設定・公表状況 | 審査基準、標準処理期間及び処分基準が設定されているか。されていない場合は、どのような理由であるか。また、設定されている場合は、公表が行われているか。 | 行政手続法の施行状況に関する調査により、審査基準等の設定・公表状況を把握することとする予定である。 | | |
| 国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度の運用状況 | 国の行政機関及び独立行政法人等における情報公開制度が、適正かつ円滑に運用されているか。 | 平成18年度の行政機関情報公開法等の施行状況調査の結果をみると、平成17年度の開示請求件数は83,126件、平成18年度は54,246件となっている（平成19年度については、現在調査中）。減少の主な原因としては、所得税法等の規定に基づく公示制度が廃止になり、国税庁に対する公示関連の開示請求が減少したことが考えられる。 | | |
| 国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度の運用状況 | 国の行政機関及び独立行政法人等における個人情報保護制度が、適正かつ円滑に運用されているか。 | <p>平成18年度の行政機関個人情報保護法等の施行状況調査の結果をみると、</p> <p>(1) 監査を実施した行政機関数は、平成17年度が28、平成18年度が39、独立行政法人の数は平成17年度が123、平成18年度が176となっている。</p> <p>(2) 点検を実施した保護管理者の割合は行政機関では平成17年度が96.5%、平成18年度が97.5%、独立行政法人では平成17年度が92.3%、平成18年度が95.4%となっている。</p> | | |

| 指標等 | 分析の視点 | 17年度 | 18年度 | 19年度 |
|-----|-------|---|------|------|
| | | <p>(3) 教育・研修の回数は、行政機関では平成17年度が5,148回、平成18年度が6,579回、独立行政法人では平成17年度が729,841回、平成18年度が714,392回となっている。</p> <p>(4) 個人情報の漏えい等事案の発生状況は、一部省庁、一部公社における大幅な件数の増加により、行政機関では平成17年度320件が、平成18年度は530件となり、独立行政法人では平成17年度855件が平成18年度は1,277件となった。</p> <p>(5) 上記のほぼ全ての漏えい等事案について、再発防止策が措置されている。</p> <p>(6) 開示請求について、行政機関では、平成17年度が64,618件、平成18年度が74,817件となっており、独立行政法人では平成17年度が5,092件、平成18年度が1,320件となっている。</p> <p>(7) 訂正請求について、行政機関では、平成17年度が7件、平成18年度が4件となっており、独立行政法人では平成17年度が6件、平成18年度が22件となっている。</p> <p>(8) 利用停止請求について、行政機関では、平成17年度が5件、平成18年度が0件となっており、独立行政法人では平成17年度が4件、平成18年度が16件となっている。</p> | | |

3 その他特記事項

なし